

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一原子力発電所

特定原子力施設に係る実施計画の変更認可申請

(5号機取水口周辺の管理対象区域の変更)

に係る審査書

令和5年4月17日

原子力規制委員会

1. 経緯

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 64 条の 3 第 2 項の規定に基づき、「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」（令和 5 年 3 月 23 日付け変更認可。以下「実施計画」という。）について、令和 5 年 2 月 15 日付け廃炉発官 R4 第 180 号（令和 5 年 4 月 10 日付け廃炉発官 R5 第 5 号で一部補正）をもって、5 号機取水口周辺の管理対象区域の変更に係る実施計画の変更認可申請書（以下「変更認可申請」という。）の提出があった。

2. 変更認可申請の内容

多核種除去設備等処理水の海洋放出設備の設置等に伴い、5 号機取水口周辺の管理対象区域を変更する。具体的には、仕切堤を新たに管理対象区域として設定するとともに、放水立坑（下流水槽）を管理対象区域から解除する。

3. 審査の視点

原子力規制委員会（以下「規制委員会」という。）は、変更認可申請が、「特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について」（平成 24 年 11 月 7 日原子力規制委員会決定。以下「措置を講ずべき事項」という。）のうち、「Ⅲ. 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項」を満たし、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止上十分であると認められるかどうかについて審査した。

4. 審査内容

措置を講ずべき事項「Ⅲ. 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項」では、運転管理、保守管理、放射線管理、放射性廃棄物管理、緊急時の措置、敷地内外の環境放射線モニタリング等適切な措置を講ずることにより、「Ⅱ. 設計、設備について措置を講ずべき事項」の適切かつ確実な実施を確保し、かつ、作業員及び敷地内外の安全を確保することを求めている。

東京電力は、1～4 号機取水路開渠と 5、6 号機取水路開渠の間の港湾を仕切る仕切堤については、新たに管理対象区域に設定するとともに、放水設備の運用開始に際し、放水立坑（下流水槽）地上入口部を境界として放水立坑（下流水槽）内部については、管理対象区域から解除するとしている。

なお、東京電力は、新たな管理対象区域の設定及び解除にあたっては、実施計画Ⅲ第1編及び第2編「第7章 放射線管理」並びに第3編「3 放射線管理に係る補足説明」の規定に従い、表面汚染密度や空気中の放射性物質濃度等に基づく区域区分の設定・解除、放射線業務従事者等や物品の出入管理、柵等による人の立入制限、定期的な線量の測定等を行うとしている。

規制委員会は、実施計画Ⅲ第1編及び第2編「第7章 放射線管理」並びに第3編「3 放射線管理に係る補足説明」に規定する管理対象区域の設定及び解除に係る要件を踏まえ、適切に管理対象区域の設定及び解除を行うとともに、当該規定に基づき、適切に区域区分の維持・管理を行うことを確認した。

以上のことから、規制委員会は、措置を講ずべき事項「Ⅲ. 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項」を満たしているものと認める。

5. 審査結果

変更認可申請は、措置を講ずべき事項を満たしており、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止上十分であると認められる。

以 上